

# 多重債務とは

消費者金融等からの借り入れやクレジットカードでの商品購入などの支払いにあてるために、次々と借金し、返済ができなくなる状態をいいます。

原因は？

最近では、「生活費の不足」、「収入減少、失業、倒産」が大きな割合を占めています（突然の事故や病気、失業などで家計状況が激変する可能性は誰にでもあります）。その他、計画性のないクレジット利用、ギャンブル、連帯保証人になったための負債も要因です。



多重債務は  
決して他人事ではありません

アドバイス

- 借りる前には、いつ、いくら返さなければいけないか、ほんとうに返せる額かどうかを考えましょう。
- 「利用限度額までは大丈夫」と安易にキャッシングしないようにしましょう。
- 友人、知人に頼まれても、**安易に借金の保証人にならない**ようにしましょう。

●2010年6月18日改正貸金業法 施行●

①借り過ぎ、貸し過ぎの防止

→借り入れ総額は年収の1/3まで

借り入れ時には、基本的に「年収を証明する書類」（専業主婦（夫）は配偶者の同意書・住民票などの証明書類）が必要です。

②借り入れの上限金利は20%以下

法律上の上限金利には、利息制限法と出資法の上限金利の2つがあります。今回の改正により、出資法の上限金利が20%に引き下げられたため、上限金利は利息制限法の水準（貸付額に応じ15%～20%）となりました。

③貸金業者に対する規制

法令遵守の助言・指導を行う国家資格のある人を営業所におくことが必要になりました。

ご相談は

市町村消費生活相談窓口又は鳥取県消費生活センターへ